

タイトル	職員の懲戒処分について
------	-------------

11月26日に本市教育委員会、28日に本市総務部の職員に対して、懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

○所属、職など、処分内容、処分年月日、事案概要は、別紙のとおり

- ・教育委員会事務局の職員（無断欠勤）
- ・総務部の職員（林野火災）

担当部署	総務部 人事課	担当者	田中 啓輔
直 通	0957-73-6623	E mail	jinji@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは ☎		検索ワード	
担当者 連絡先			

被処分職員及び処分の内容

(1) 所属部局 教育委員会事務局

(2) 職名・性別・年齢・処分内容

参事・男性・40歳代・減給10分の1 1月

(3) 処分日 令和7年11月26日

(4) 概要

今回の事案は、令和7年4月から9月12日までの間、7日と4時間の無断欠勤を繰り返し、これに加え、再調査により勤務実態が確認できない不明3日が判明し、勤務実態が確認できなかった日が合計10日と4時間であった。

また、出勤簿にまとめて押印するなど出勤簿の管理が適正になされていないことが露呈した。

このことから、当事者は、参事としての自覚と責任感が欠如しており、職務を遂行していないことが明確である。

また、本事案が発覚する契機となった所属班長から所属課長への報告では、当事者の勤務態度や業務への姿勢がすでに問題視されており、これが事案発生の前兆であったと考えられる。体調面に配慮すべき点はあるものの、参事という立場は職場の会計年度任用職員を指導し、自らを律する責任がある職務である。

しかしながら、監督者への報告義務を果たさず、出勤簿にまとめて押印するなど適正な管理を怠った行為は、参事としての職務を全うしているとは言い難く、結果として無断欠勤を行い、出勤簿の虚偽とも言えるような行為を行ったことは、公務員としてふさわしくない非違行為であり、職場の秩序を乱し、市の信頼を失墜させる行為であった。

これらのことから、減給10分の1 1月の懲戒処分とした。

(5) 監督責任

管理監督者としての部下職員の指導監督に適正を欠いたとして、所属課長を訓告処分とした。

被処分職員及び処分の内容

(1) 所属部局 総務部

(2) 職名・性別・年齢・処分内容

課長・男性・50歳代・減給10分の1 3月

(3) 処分日 令和7年11月28日

(4) 概要

今回の事案は、令和7年7月27日（日）午前10時30分頃、南島原市西有家町須川2895番地の山林内で段ボールを焼却中に延焼が発生し、竹林へ広がり林野火災が発生させ、10月28日付で罰金20万円の略式命令を發布されていることが発覚した。

また、略式命令を受けたにも関わらず、上司等への報告を怠っており、11月18日の人事課からの状況確認の際に、略式命令を受けていたことが判明した。

当事者が林野火災が発生させたこと、廃棄物を焼却したことは、市職員として責任意識や認識が不足していると言わざるを得ず、市職員としてふさわしくない非行為であった。

また、管理職として部下を指導する立場であるにも関わらず、上司への報告も怠り、管理職としての自覚があるのか疑わしく、職場規律を守らず乱していると見られても仕方なく、市政への信頼を失墜させる行為であったことは誠に遺憾であり、重大な問題であると言わざるを得ない。

処分の内容については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の焼却禁止を違反し、刑罰を受け、上司への報告を怠り遅延した行為は、市民や職員の模範となるべき職務を全うしているとは言い難く、公務員としてふさわしくない非違行為であり、市の信頼を失墜させる行為であった。

これらのことから、減給10分の1 3月の懲戒処分とした。

(5) 監督責任

管理監督者としての部下職員の指導監督に適正を欠いたとして、所属長を文書による厳重注意とした。